

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(令和4年度)

部等名 農林水産部
 課名 村づくり計画課
 担当者名 杉浦

公社等名 沖縄県土地改良事業団体連合会

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
1	令和4年度赤土対策進捗管理システム入力作業委託業務	赤土対策進捗管理システム年次データ更新業務 一式	2,156	○			<p>沖縄県では、公共海域への赤土流出防止対策について、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を平成25年9月に策定、また後継計画として、「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を令和5年3月に策定し、豊かな海を維持または復元するために必要な赤土等の流出削減割合を目標として設定し、計画の推進を図ることとしている。</p> <p>そこで、流出削減目標量に対する対策の進捗確認及び効果的な対策の手法の選定に活用することを目的に、平成25年度から26年度にかけて、赤土対策進捗状況管理システムを開発した。なお、当該システムは、実施した土木的対策を反映させるとともに、最新の農地情報に更新していくことが必要であることから、システム開発にあたっては、最新農地情報を保有している水土里情報システム(以下、GIS)を基盤とすることとしている。</p> <p>今回委託する業務は、GISを基盤とする赤土対策進捗状況管理システムにおいて、令和4年度に実施した赤土流出防止の土木的対策の施工図等をGIS保有の最新農地情報(農地筆レイヤー)と重ね合わせる作業等を行い、「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」の評価に係る基礎資料を作成することから、当該業務はGISを一元的に管理・運用している沖縄県土地改良事業団体連合会のみが実施することができる。</p> <p>よって当該業務は、沖縄県土地改良事業団体連合会へ随意契約する。</p>			農地農村整備課
2	土地改良専門技術者調査報告書作成業務	土地改良事業計画等の審査の適正化と事業の円滑化を図るための報告書の作成	1,342	○			<p>土地改良専門技術者の調査報告業務は、農業土木の専門家、地域農業開発計画の専門家、農村環境の専門家へ委嘱することとされている。また、換地計画を定めるものについては、土地改良換地士への委嘱が必要となる。現在、これらのすべての専門家が在籍しているのは沖縄県土地改良事業団体連合会だけである。特に換地に関しては、換地業務に関する業務を実施している機関は、沖縄県土地改事業団体連合会だけである。民間の換地士が在籍するコンサルタントは、換地業務を行っていない。</p> <p>よって当該業務は、沖縄県土地改良事業団体連合会へ随意契約する。</p>			村づくり計画課

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
3	令和4年度経済効果諸係数算定業務	経済効果算定に係る資料の収集、農業労賃・農作業料金等の単価に係る係数の算定等	935	○			<p>土改連は農業農村整備事業に対する専門的知識を有するとともに経済効果算定に精通しており、経済効果算定業務の実績も豊富である。土改連は経済効果に関する独自で開発した諸係数算定ソフトを有している唯一の機関であることから、新たに発生するソフト作成の手間や費用を省くことができる。全国土地改良事業団体連合会という全国的なネットワークを有しており農業農村整備における経済効果算定に関する情報収集を行うのが有利である。本業務は沖縄全域に係わる調査業務であり、土改連は沖縄県市町村を会員とする組織であり、各地域の情報収集を行うのに有利である。</p> <p>以上のことから、沖縄県財務規則第137条の2(地方自治法施行令第167条の2)より、業務の契約金額が100万円未満であることから、上記理由と併せ県土連が効果的、効率的に実施できる唯一の機関であることから随意契約とする。</p>			村づくり計画課
4	令和4年度赤土対策進捗管理システム営農対策基礎データ更新作業委託業務	USLE要因情報基礎データ作成、ドローンによる対象地区のオルソ画像3次元データ作成等	14,663	○			<p>進捗管理システムは、農業農村整備事業関連の各圏域市町村、土地改良区等が加入し、各種農業農村整備に係る情報が一元管理されている水土里情報システムをベースに一体的に構築されたものである。</p> <p>この進捗管理システムは、水土里情報システムに登録されているデータを活用しながら、県農林水産部における土本的対策と営農的対策の削減効果を総合的に算出するシステムとして活用されている。</p> <p>今回委託を予定している業務については、水土里情報システムと一体的に構築されている進捗管理システムの農地情報を更新するものであり、水土里情報ネットを一元的に管理運用している土地改良事業団体連合会のみが実施することができる。</p> <p>また、沖縄県土地改良事業団体連合会は、市町村、土地改良区等を会員とする自主的に組織された共同組織として土地改良法に位置づけられており、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため会員の行う土地改良事業の指導及び援助を行い、その共同利益の増進を図ることを目的(同法第111条の2)としており、また、同法第111条の4第1号により営利を目的としないことと原則が規定された法に基づく法人である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき沖縄県土地改良事業団体連合会 会長 古謝 景春と随意契約するものである。</p>			営農支援課

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
5	恩納村農地対策マスタープラン修正業務	土木対策目標の策定等一式	872	○			<p>沖縄県全体の赤土対策の進捗状況を評価するための赤土等流出防止進捗管理システム(以下、進捗管理システム)は、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画における流出削減目標量に対する対策の進捗確認及び効果的な対策の手法選定のため沖縄県土地改良事業団体連合会で水土里情報システムをベースとして、一体的に各種データやシミュレーション実施のため、プログラムの構築・開発を行い、管理している。更に農地対策マスタープラン見直し及び赤土対策進捗管理を一元的に行うことが可能である。</p> <p>以上の理由及び予定価格が100万円未満であることから、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)を行った。</p>			北部農林水産振興センター
6	前原ため池耐震照査業務	耐震照査業務 一式	770	○			<p>本業務は、耐震性を評価したため池の堤体下流斜面の安定計算について、再計算を行う必要が生じたためこれを行うとともに、耐震性を再評価するものである。</p> <p>業者の選定は、AGRIS検索条件及び個別実績検索により、沖縄管内のため池に関する機能診断、耐震設計、計画、実施設計等の実績を有する業者を抽出し、更に参考見積依頼の結果回答のあった6社中、最安値の3社を選定し見積合わせを行い、沖縄県土地改良事業団体連合会が落札された。</p> <p>以上の理由及び予定価格が100万円未満であることから、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)を行った。</p>			北部農林水産振興センター
7	新波ため池耐震照査業務	耐震照査業務 一式	770	○			<p>本業務は、耐震性を評価したため池の堤体下流斜面の安定計算について、再計算を行う必要が生じたためこれを行うとともに、耐震性を再評価するものである。</p> <p>業者の選定は、AGRIS検索条件及び個別実績検索により、沖縄管内のため池に関する機能診断、耐震設計、計画、実施設計等の実績を有する業者を抽出し、更に参考見積依頼の結果回答のあった6社中、最安値の3社を選定し見積合わせを行い、沖縄県土地改良事業団体連合会が落札された。</p> <p>以上の理由及び予定価格が100万円未満であることから、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)を行った。</p>			北部農林水産振興センター

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
8	瀬名波地区換地業務	換地原案作成業務等 一式	22,621	○			換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。 また、換地業務は単年度毎の契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画になるため、業務の継続性が重要となる。 沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいた信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。			中部農林土木事務所
9	瀬名波地区水土里情報システム構築業務	瀬名波地区における関連事業の現況図、土地情報及び関係者情報等を水土里情報で定める様式で作成する	418	○			地方自治法施行令第167条の2第1項第1号			中部農林土木事務所
10	国営沖縄本島南部地区畑地かんがい用水系統整理業務(R4)	国営沖縄本島南部土地改良区の受益面積の整理、計画/現況対比データの作成	451	○			業務設計価格が100万円未満であることから、地方自治法167条の2第1項1号に基づき随意契約としている。 南部管内の県営事業において、畑地かんがい計画業務の実績のある業者から選定している。			南部農林土木事務所
11	阿波根地区災害復旧事業計画概要書作成業務	阿波根地区の災害復旧事業実施に必要な測量、実施設計業務	3,410	○			災害復旧に関する工事発注を早急に進める必要があり、地方自治法167条の2第1項5号に基づき随意契約とした。 本業務は幹線排水路における法面決壊による水路2箇所 の災害査定に必要な資料作成を行うものである。 具体的には被災メカニズム、気象調査、工法検討、図面作成や積算を行うものである。 市街地排水路と連結しており、今後の気象状況を考慮すると濁流や土砂流入が想定され、第三者への影響も大きく緊急性は高いと判断。 選定業者は土地改良法に定められた団体であり、市町村等に技術的指導等を行っており、一時整備として阿波根地区の幹線排水路、区画整理の測量設計及び換地業務の実績がある。 本業務では、迅速な復元が求められており、選定業者は換地業務において詳細なデータを有しており、効率的かつ経済的な対応が可能と判断した。			南部農林土木事務所

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
12	宮古島市上区西地区換地業務	換地・確定測量業務 一式	20,246	○			<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。</p> <p>なお換地を伴う確定測量は、換地計画書の作成いわゆる各権利者の配分が決定されなければ各権利者の土地の位置を現地確認することができないため、換地配分と密接な関係のもとで行われる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>			宮古農林水産振興センター
13	宮古島市福嶺南地区換地業務	換地・確定測量業務 一式	24,516	○			<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。</p> <p>なお換地を伴う確定測量は、換地計画書の作成いわゆる各権利者の配分が決定されなければ各権利者の土地の位置を現地確認することができないため、換地配分と密接な関係のもとで行われる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>			宮古農林水産振興センター

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
14	宮古島市更竹地区換地業務	換地・確定測量業務 一式	19,111	○			<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。</p> <p>なお換地を伴う確定測量は、換地計画書の作成いわゆる各権利者の配分が決定されなければ各権利者の土地の位置を現地確認することができないため、換地配分と密接な関係のもとで行われる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>			宮古農林水産振興センター
15	宮古島市福地地区換地業務	換地・確定測量業務 一式	27,745	○			<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。</p> <p>なお換地を伴う確定測量は、換地計画書の作成いわゆる各権利者の配分が決定されなければ各権利者の土地の位置を現地確認することができないため、換地配分と密接な関係のもとで行われる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>			宮古農林水産振興センター

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
16	宮古島市山底地区換地業務	換地・確定測量業務 一式	15,887	○			<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。</p> <p>なお換地を伴う確定測量は、換地計画書の作成いわゆる各権利者の配分が決定されなければ各権利者の土地の位置を現地確認することができないため、換地配分と密接な関係のもとで行われる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>			宮古農林水産振興センター
17	多良間村カッジョウ地区換地業務	一時指定等換地業務 一式	17,698	○			<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。</p> <p>なお換地を伴う確定測量は、換地計画書の作成いわゆる各権利者の配分が決定されなければ各権利者の土地の位置を現地確認することができないため、換地配分と密接な関係のもとで行われる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>			宮古農林水産振興センター

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
18	宮古管内換地業務	一時指定等換地業務 一式	72,519	○			<p>換地業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与を求めており、換地業務の経費算定基準においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。また換地業務は単年度ごとの契約ではあるが、成果の積み上げが最終的な換地計画となるため、業務の継続性が重要となる。</p> <p>なお換地を伴う確定測量は、換地計画書の作成いわゆる各権利者の配分が決定されなければ各権利者の土地の位置を現地確認することができないため、換地配分と密接な関係のもとで行われる。</p> <p>沖縄県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業の計画、測量設計、換地業務を総合的に実施している機関であり、特に換地業務に関しては、有資格者を多数有しており、併せてこれまでの数多い地区の換地業務実績に基づいて信頼性を参酌し、随意契約をすることにより業務の適正かつ円滑な執行を図ることができる。</p> <p>以上の理由により、沖縄県土地改良事業団体連合会と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を行う。</p>			宮古農林水産振興センター
19	宮古管内土地改良事業技術審査等支援業務(R4)	競争参加資格確認・整理(特別簡易型/事後審査)	6,930	○			<p>本業務は、宮古管内で実施する工事の技術審査に必要な書類を作成する事を目的としている土地改良事業の発注者支援業務である。土地改良事業に精通し、国からの発注者支援の認定を受けたところが他にないため、地方自治法167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター
20	山底地区農道台帳作成業務(R4-1)	農道台帳作成業務 一式	1,804	○			<p>1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
21	カッジョウ地区農道台帳作成業務(R4-1)	農道台帳作成業務 一式	2,486	○			<p>1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター
22	ウズラ嶺地区農道台帳作成業務(R4-1)	農道台帳作成業務 一式	2,420	○			<p>1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター
23	福地地区農道台帳作成業務(R4-1)	農道台帳作成業務 一式	3,322	○			<p>1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
24	上区西地区農道台帳作成業務(R4-1)	農道台帳作成業務 一式	1,232	○			<p>1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター
25	福嶺南地区農道台帳作成業務	農道台帳作成業務 一式	2,332	○			<p>1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター
26	更竹地区農道台帳作成業務	農道台帳作成業務 一式	2,640	○			<p>1)『農道台帳の作成及び管理』は、農林水産省構造改善局通達により『一貫した体制の下統一的に実施することが重要である』として各都道府県の土地改良事業連合会を活用するよう指導がある。</p> <p>2)当該農道の財産は、今後宮古島市に移管する予定であり、沖縄県土地改良事業団体連合会が一括して農道台帳の管理を引き受けている。</p> <p>3)沖縄県土地改良事業団体連合会は、当該事業遂行に必要な専門技術者も多数有しているため本業務のより適性で円滑な執行ができる。</p> <p>4)上記理由により地方自治法施工令167条の2の第1項第2号を適用し、随意契約を行う。</p>			宮古農林水産振興センター

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	プロポーザル				
27	宮古管内土地改良施設財産台帳作成業務(R4-1)	土地改良施設財産台帳作成業務 一式	5,313	○			本業務は、宮古管内で実施する工事の財産台帳に必要な書類を作成する事を目的としている土地改良事業の発注者支援業務である。土地改良事業に精通し、国から発注者支援の認定を受けたところが他にないため、地方自治法167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。			宮古農林水産振興センター
28	宮古管内土地改良施設財産台帳作成業務(R4-2)	土地改良施設財産台帳作成業務 一式	8,415	○			本業務は、宮古管内で実施する工事の財産台帳に必要な書類を作成する事を目的としている土地改良事業の発注者支援業務である。土地改良事業に精通し、国から発注者支援の認定を受けたところが他にないため、地方自治法167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。			宮古農林水産振興センター
29	石垣市伊野田北地区換地業務(R4)	一時指定等換地業務 一式	4,400	○			<p>本業務は、ほ場整備など区画整理事業の実施後、換地処分をするために必要な従前地の調査や換地計画原案等を作成する業務である。</p> <p>換地処分に関する業務は、「換地業務における土地改良換地士の関与の範囲の拡大について」(最終改正:令和3年2月15日付け2農振第2724号)において、土地改良換地士の関与が求められており、「換地業務の経費算定基準」においても土地改良換地士及び換地業務の実務経験が定められている。</p> <p>沖縄県内で土地改良換地士資格を保有し多数の実務経験のあるコンサルタントは沖縄県土地改良事業団体連合会のみであり、八重山管内でも複数の実績があることから、契約の相手方として選定した。</p>			八重山農林水産振興センター
合計			287,424	28	1	0		0		

県との委託契約の件数
(随意契約含む。)

29 件